

プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組についてのお願い

プラスチックは経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきた一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった、地球規模の課題が深刻さを増しております。こうした背景を踏まえ、令和3年の第204回通常国会において、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、同年6月に公布されました。

プラスチック資源循環促進法は、多様な物品に利用されているプラスチックについて、プラスチックの資源循環の促進等を図るため、①プラスチック使用製品の環境配慮設計、②特定プラスチック使用製品の使用の合理化、③プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度の創設等、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、そして排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチック使用製品のライフサイクル全般での対策を講じる内容となっております。

このプラスチック資源循環促進法が、令和4年4月1日から施行されます。

つきましては、下記のとおりプラスチック資源循環促進法の施行に向けた準備を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. プラスチック資源循環促進法の施行に向けたご対応のお願いについて

事業者の皆様が取り組むべき内容や事業者による自主回収及び再資源化を促進するための計画認定制度等について、プラスチック資源循環の特設ホームページに制度の内容をまとめたパンフレット等を掲載されております。

また、事業者の皆様向けのお問い合わせ窓口が令和4年2月24日（木）から9月30日（金）まで開設される予定ですので、是非ご活用下さい。

2. 広報物のご活用のごお願いについて

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、店頭でご利用いただけるポスター等の広報物が作成されておりますので、是非ご活用ください。広報物については、プラスチック資源循環の特設ホームページに掲載される予定です。

3. 政府主催の制度説明会のご案内について

令和4年3月上旬から中旬にかけて、事業者の皆様を対象とした政府主催の制度説明会がオンラインで開催されますので、参加を希望される場合は、プラスチック資源循環の特設ホームページより事前にご登録ください。開催日時は下記のとおりです。

<開催日時>

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 【第1回】令和4年3月3日（木）10:00～12:00 | 【第4回】令和4年3月9日（水）14:00～16:00 |
| 【第2回】令和4年3月3日（木）14:00～16:00 | 【第5回】令和4年3月14日（月）10:00～12:00 |
| 【第3回】令和4年3月9日（水）10:00～12:00 | 【第6回】令和4年3月14日（月）14:00～16:00 |

各種問い合わせ先（コールセンター）

○受付期間 令和4年2月24日（木）～9月30日（金）

※月～金曜日（土・日・祝日除く）9:00～18:15

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-005117

<プラスチック資源循環の特設ホームページ>

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>